

令和2年度 学校経営計画

1 本校の目指す教育

日本国憲法、教育基本法及び立川市教育目標を踏まえ、人間尊重の精神を基調とし、全教育活動を通して生命の尊さを深く理解し、安全で安心な学校づくりを推進する。また、社会生活の基本的なルールを身に付けさせ、人権を尊重する態度を育成すると共に心と体の健康づくりを推進して、社会の変化に主体的に対応し、自主性と創造性を持ち、社会に積極的に貢献できる生徒を育成することにより教育目標の達成を図るために、下記の目標・目指す像を設定する。

【教育目標】

- 命を大切に作る心をもつ人
- 知恵を身につけ活かせる人

【目指す学校像】

- ・生命の尊さを深く理解し、安全で安心して生活できる学校
- ・伝統と創造を重んじ、生徒が主体的に学ぶ喜びを享受できる学校
- ・コミュニティスクール制度を生かし、保護者・地域・小学校と連携し、地域根ざした開かれた学校

【目指す生徒像】

- ・自他を尊重し、安全で楽しく生活できる生徒
- ・学ぶ喜びを味わい、向上心を高める生徒
- ・生命の尊さを理解し、健康や体力向上に努める生徒
- ・将来の夢の実現に向けて、生き生きと活動する生徒

【目指す教師像】

- ・人権感覚を持ち、常に生徒を思い、保護者や地域、小学校と連携できる教師
- ・常に向上心を持ち、自己研鑽を重ね、思いやりのある指導が出来る意識の高い教師

【目指す家庭像】

- ・子どもとの関わりを大切にし、学習・生活を含め、基本的生活習慣を確実に身に付けさせることができる家庭

2 経営の基本方針

- ①人権尊重の精神に徹し、偏見や差別、いじめをなくし、自尊感情を育成するとともに、特別支援教育の充実や通常学級と通級指導学級の連携強化を図る。
- ②各教科において、主体的に学習に取り組む態度を育成し、個に応じた指導等を通して課題解決能力を育成する。評価の工夫・改善や家庭学習の習慣化及びICT教育を推進して、基礎基本の定着を図る。

- ③生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育てるために道徳教育拠点校としての研究を推進し、道徳教育の充実・発展を図る。
- ④全教科において、オリンピック・パラリンピック教育に取り組み、スポーツを通じた心身の発達とボランティアマインドを育成する。
- ⑤立川市民科においてキャリア教育を推進し、ボランティア活動や職場体験等を通してコミュニケーション能力を高め、社会貢献できる資質や能力を育成する。
- ⑥コミュニティ・スクール（以下C.S.と略す）として、生徒や教員による地域行事へ参加と、地域人材を活用した教育を推進することで、郷土を理解し愛する心を育てる。
- ⑦新生小学校との合同C.S.運営委員会と連携した小中連携活動を推進し、各教科や領域、防災教育、キャリア教育、各種検定試験の共同実施等、9年間を見通した教育を行う。
- ⑧地域と連携した防災訓練や救急救命講習、外部講師を招聘して安全指導等を実施し、生徒の防災への意識を高め、安全で安心な学校づくりを推進する。
- ⑨信頼される学校の実現のため、教育活動を公開するとともに、C.S.委員、生徒、保護者、地域による「学校評価」、「授業評価」を実施し、教育活動に反映させる。
- ⑩通級指導学級設置校として、個別の指導計画や支援計画を整備・充実させ、通常学級における特別支援の充実を図り、合理的配慮及びその基礎となる環境整備を推進する。
- ⑪事務室の共同化、経営支援部や副校長補佐、スクールサポートスタッフを効果的に導入し、副校長の業務軽減と学校全体の働き方改革を推進する。

3 教育活動の重点

(1) 学校運営

- ①分掌・学年・委員会の主任の相互の理解・連携を積極的に図ることで役割分担を明確にし、組織対応と共有実践を図る。
- ②小規模校の利点を生かし、学年・分掌を超えて組織として対応する。
- ②各種情報の正確な把握、報告・連絡・相談、教職員の共通行動・共通実践、コミュニケーションを重視し、迅速・的確・誠意ある対応で課題を解決する。
- ③全教員が部活動顧問を担当し、生徒の学校生活の充実を図る。
- ④起案による文書決済を確実にを行うことで会議時間の短縮、時間の有効活用を図る。
- ⑤共同事務室、本校事務職員と教員の連携を図り、学校予算の計画的かつ効果的な執行を行う。また私費会計については、立川市私費会計事務手引きに則り事務処理を行う。
- ⑥地域や外部の各種団体等と連携を図るとともに、地域行事への生徒・教員の参加を推進し、地域を理解し社会に貢献できる生徒を育成する。
- ⑦教育公務員としての自覚と責任をもち服務規律の確保に努める。
- ⑧人権尊重の精神に徹し、体罰や不適切な指導、セクシャルハラスメント等、あらゆる服務事故を根絶する。
- ⑨C.S.として、保護者・地域と協力して、地域社会の学校としての立場を明確にすることで学校の教育活動への理解と支援を深める。

(2) 学習指導

- ①全教育活動において言語活動、話し合い活動を重視し、「八中スタンダード」を推進する。
 - ②ねらいを明確にした授業を実践することで、生徒が主体的に学ぶ意欲の向上を図る。また、わかる授業を展開するとともに、授業規律の確立を図る。
 - ③日々の学習活動、全国及び都学力調査等の結果を分析し、授業改善推進プランを作成することで、生徒の実態に応じた授業改善を行い、学力向上を図る。
 - ④数学科、英語科において少人数習熟度別指導を展開し、基礎基本の定着と発展的な学習に取り組む。
 - ⑤家庭と連携し、家庭学習の習慣化・定着化を図る。また、各種検定やコンクールなどを有効に活用し、知的好奇心や学習意欲を啓発する。
 - ⑥理科及び数学教育では、学力ステップアップ事業及び指導力向上巡回アドバイザー等を活用して、授業内容の充実や指導力の向上を図る。
 - ⑦社会の変化に対応できる探求的能力・資質を高める課題として、ICT 教育、オリンピック・パラリンピック教育、環境教育、キャリア教育、伝統文化教育、食育、福祉教育、国際理解教育等を年間指導計画に横断的に位置付けて実施する。
 - ⑧東京都統一体力テストの結果を分析することで、生活・運動習慣を見直し、体力向上を図る。
 - ⑨ICT 機器の活用を推進し、タブレット P C を効果的に活用する授業を工夫し実施する。
 - ⑩生徒一人一人に応じた学びに視点におき、1 年に 1 回以上の授業研究を行う。また、教科・領域を超えた教員同士の日常的な相互授業参観を通して各自の授業力向上、指導技術の向上を目指す。
 - ⑪図書支援員と連携し、学校図書館を活用した授業と読書活動の推進を図る。
 - ⑫生徒による授業評価を実施し、結果を分析して指導方法の工夫・改善に生かす。
- (3) 生活指導・進路指導
- ①基本的な生活習慣の定着を図り、各種行事に意欲的に取組ませることで自己肯定感を醸成し、達成感を獲得させる。
 - ②リーダーの育成とともに、すべての生徒が活躍できる場を設定し、生徒同士が互いに認めあえる人間関係を築くことで正義感を培い、自浄作用が働く集団を育成する。
 - ③規律ある生活習慣を築くため、教師の授業開始前の移動と生徒の授業開始時間の着席を徹底する。
 - ④状況や場面に応じた挨拶の励行を推進する。
 - ⑤生徒の成長をめざした、思いやりのある温かい指導を共通実践する。
 - ⑥「いじめは必ずある」「いじめは見ようとしないと見えてこない」、という心の目と感性をもって生徒指導を行ない、いじめの未然防止、早期発見・解決、再発防止を図る。
 - ⑦生徒同士の人間関係づくりやコミュニケーション能力の向上を基盤に教育活動を計画・実践し、「いじめ」を生まない教育環境を構築する。
 - ⑧「いじめ防止基本方針」に基づき八中独自のいじめ調査を各学期 2 回行うと同時に「いじめ防止授業」を活用して、いじめの防止・早期発見・早期指導に努める。
 - ⑨生徒の自治力を高めるために、生徒会活動・各種委員会活動を充実させ、ボランティア

活動等に取り組む。

⑩教員は地域行事に年間1回は参加するように努め、地域の状況を把握し、健全育成の課題を共有する機会にする。

⑪各学年での指導内容を明確にし、将来への理解・意欲を深めることで進路選択の重要性を認識させ、3年間を見通した進路指導を行う。

⑫グループディスカッション、グループワーク、集団討論等の話し合い活動を教育活動に積極的に導入し、生徒が主体的に学ぶ場とする。

(4) 人権教育

①今までの研究・実践を生かし、人権を視点においた年間指導計画を作成し、全教科領域において計画的に人権教育に取り組む。

②すべての場面において、自他を尊重した言葉遣い、あいさつ、男女平等意識の向上、掲示物の内容への配慮等を重視して指導を行う。

③生徒への言葉かけや言葉遣いに配慮し、信頼獲得に努める。特に、生徒の呼名は、場面や状況にも応じて人格を尊重して行う。

④ふれあい月間及び立川市いじめ防止旬間において、いじめ調査、人権標語、生徒面談、体験的な学習、道徳の充実等、生徒、保護者・地域に理解される取り組みを行う。

⑤人権教育プログラムを活用した教職員の研修・授業実践を実施して、人権感覚を磨くとともに人権教育に関する指導力の向上を図る。

⑥特別な教科道徳において、教科書及び「私たちの道徳」「心みつめて」等の道徳教材を活用して人権感覚を育成する。

(5) 特別支援教育

①校内委員会を定期的で開催し、課題を抱える生徒の支援等の計画を図る。また、コーディネーター、スクールカウンセラー、SSW、市教委（教育支援課）等と連携し、学校・学年・担任と一体となった支援体制の強化を図る。

②通常の学級における特別支援教育の推進を通して、一人一人の学びの保障と生徒理解に基づく細やかな生徒指導を行う。

③生徒のニーズを把握しながら学習支援員等を活用した個別指導や補習・学習会などに取り組むとともに、授業の工夫・改善を図り多様な学力層に応じた学習支援を行なう。

④通常学級・特別支援学級と連携し、生徒の状況や意欲を考慮した、個々の生徒に応じた適切な指導を行う。

(6) 特色ある教育活動

①一校一取組として、体育大会・スキー移動教室等の学校行事を活用して基礎体力の向上と運動への興味・関心の向上を図る。特にスキー教室は市内全校の姉妹都市大町市での実施に向け、先進的な実践を行う。

②職場体験、上級学校訪問等、体験的な学習を取り入れたキャリア教育を推進する。

③特別活動、学校行事を通して、小規模校の特性を生かした学年縦割り異年齢集団による取組を推進する。(ソーラン踊り、合唱練習等)

④総合的な学習の時間において、命をテーマにした「助産師さんや子育て中のお母さんの

話を聞く会」や「普通救命救急講習会」を実施する。

- ⑤薬物乱用防止指導、安全指導、携帯電話やスマートフォン使用に伴うSNSルール等、犯罪被害防止と事故防止のセーフティ教室を実施する。
- ⑥全教科に渡って、オリンピック・パラリンピック教育に取り組み、多様な文化を受け入れ、お互いの人権を尊重し合える生徒を育成する。スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた生徒の育成をめざす。

4 指導の方針

(1) スローガン

- ・ 学力・体力を高めさせ、豊かな心を育ませる。
- ・ ルールを守り、思いやりのある生徒を育てる。
- ・ 個々の生徒の持っている夢や可能性を広げる。

(2) 生徒に求める姿勢

- ①学校は学ぶところ → 「学校は確かな学力と体力を付ける場所である」
 - ・ 人の話は、しっかり聴く。(特に大人の話)
 - ・ よく考え、自分の意見や考えは堂々と発表する。
 - ・ 苦しくても我慢をし、心身を鍛える。
- ②学校は楽しいところ → 「学校は社会に出て生活できる力を付ける場所である」
 - ・ 互いに認め合い、良い友をたくさん作る。
 - ・ 礼儀・あいさつ・マナー・規範意識を身に付ける。
 - ・ 自分の良さを発揮し、人のために努力する。
- ③学校は生きる目標を探すところ → 「学校は将来の人生設計を考える場所である」
 - ・ 時代や社会、世界の動きをよく学ぶ。
 - ・ 地域や社会の人(周囲の大人)から学ぶ。
 - ・ 失敗を恐れず、多くのことにチャレンジする。

令和2年度の教育活動の重点と内容

1 C.S.の導入による地域と協働、小中連携を推進するネットワーク型の学校づくり

- (1) C.S.による地域・保護者との連携・協働。
- (2) 新生小学校との連携を重視した学校づくり。

2 確かな学力の向上と指導方法の工夫・改善

- (1) 基礎的基本的学力の定着。
- (2) 新学習指導要領実施に向けた指導方法、評価方法の工夫・改善。
- (3) タブレット等のICT機器の効果的な活用。

3 道徳教育の推進

- (1) 研究指定校として発展的に教育実践力を高める。
- (2) 研究成果、実績を生かした、より発展的な授業の展開を進める。

4 キャリア教育を要とした立川市民科の推進

- (1) 夢の実現に向けて、主体的に進路選択を進められる生徒を育成する。
- (2) ボランティア活動への積極的に参加させ、意識の向上を図る。
- (3) 立川市民科の理念を理解し、立川市民としての自覚を認識させる。

5 特別支援教育の理解と充実

- (1) 通級指導設置校として、特別支援教育の理解と指導力や専門性の向上を図る。
- (2) 不登校生徒への対応を、学校として組織的校に進める。
- (3) 課題解決のために、関係機関と連携を図る。

6 安全で安心な学校づくりの推進

- (1) 地域と連携した防災訓練や救急救命講習、外部講師による安全指導等を実施する。
- (2) 生徒の防災への意識を高め、地域に貢献できる生徒を育成する。

3つの指針

- ◇ 何よりも授業・・・「落ち着いた学校は授業から」
- ◇ 生徒の自尊感情を高め、自己肯定感を醸成する
- ◇ リーダーシップ・・・集団を引っ張りまとめ上げる力。自分の意見を持ち、周囲への配慮ができる人。
メンバーシップ・・・リーダーの思いを受け止め、集団の一員として自分の役割を発揮することで、集団に貢献すること。